

平成 24 年度第 1 回北見市男女共同参画審議会会議録

日時 平成 25 年 1 月 24 日（木）午後 6 : 30 ~ 8 : 30

会場 市役所北 2 条仮庁舎 3 階庁議室

◎出席者

・委員

飯田委員、越田委員、川村委員、清水委員、菅原委員、原田委員、松井委員、松下委員
丸山委員、山本委員

・事務局

皆川市民環境部長、大野市民環境部次長、近藤市民活動課長、刀祢男女共同参画担当係長

1. 開会

2. 委嘱状の交付

櫻田市長から新委員へ委嘱状交付

3. 市長挨拶

みなさま、こんばんは。夜分お忙しい中、お仕事でお疲れのところこのようにお集まり
頂きましてありがとうございます。

北見市男女共同参画審議会開催にあたり、ひと言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

お集まりの委員の皆様には、ご多忙中にもかかわらず本審議会委員をお務めいただき、心
からお礼を申し上げます。

さて、北見市の男女共同参画を進めるにあたり平成 20 年 2 月に基本計画を策定し、これ
に基づき様々な施策を実行しているところでございます。目指している男女共同参画社会と
は、女性と男性が共に支え合い、喜びも責任も分かち合い、社会のあらゆる分野に等しく参
画することが保障されている社会でございます。

これまで男女の平等を基本理念として男女の機会均等を推進するため、法律や制度上の改
革が行われてきておりますが、長い間の社会制度や慣習に培われた男女の固定的な役割分担
意識はまだ根強く、必ずしも是正されていない現状もあると考えております。

今般の少子化の流れの中で、女性の社会参加の促進とともに、男性の家庭や地域活動への
参加を推進することは大変重要であり、さらに、男女が働きながら共に子どもを産み育てる
ことができる施策の充実が必要であると考えておまして、これによって男女双方が「仕事
の充実」と「仕事以外の生活の充実」の両方の調和を図り、生きがいを持って心豊かに生活
することができ、ひいては高齢者や障がい者、子どもたちも含めたすべての人たちが豊かで
活力に満ちた社会をつくるのが可能になるものだと考えております。

取り組むべき課題は山積していますが、男性と女性が良きパートナーとして互いを尊重し
合う男女共同参画社会の実現に向けて、委員の皆様方にはご意見、ご尽力を賜りますようお
願いを申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。

(挨拶後市長退席)

◎委員及び事務局自己紹介

《課長》

それでは会議の成立についてでございますが、本日の会議は委員の過半数のご出席をいただいております。北見市男女共同参画審議会規則第3条第3項の規定を満たしており会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

これより先の議事進行につきましては、前会長の任期満了に伴い会長の職が空席となっておりますため、北見市男女共同参画審議会規則第2条第3項により、副会長にその職務を代理していただくこととなります。それでは副会長よろしくお願いたします。

4. 議事(1)会長・副会長の選出

《副会長》

それではお手元の議案4の議事を進めてまいります。

(1)の「会長、副会長の選出」ですが、選出方法などについて事務局から説明願います。

《係長》

北見市男女共同参画審議会規則第2条に「審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める」と規定されております。以上でございます。

《副会長》

事務局から、北見市男女共同参画審議会規則第2条に、会長及び副会長を委員の皆さんの互選により定めるとの規定がある旨、説明がありました。

それでは会長、副会長の選任につきまして、どのように取り進めればよろしいかご意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんか。

《K委員》

事務局のほうから案を示していただくのがよろしいのではないかと思います。

《副会長》

ただいま意見がございました、事務局のほうから案を示していただくという形でよろしいでしょうか。

《異議なしの声》

《係長》

会長には現在副会長を務めていただいておりますB委員に、また副会長には今回新しく委嘱いたしましたD委員に、との案でございます。

B委員につきましてはこれまで本審議会委員として3期6年、昨年からは副会長を務めていただいております。本審議会において議論を深め、またまとめ役としての職務も担っていただいておりますことから、本年は会長の職務に就いていただきたく提案いたします。

D委員につきましては、平成20年から22年まで北見市立小中学校長会の推薦により本審議会委員を務めていただいた経歴がございます。長年教育の職におられまして、教育現場における男女平等の推進のため児童生徒や教職員を導いてこられたご経験も豊かでございます。

これらのことから、会長にはB委員、副会長にはD委員とすることを提案いたします。

以上でございます。

《副会長》

ありがとうございました。ただいま事務局のほうから会長にはB委員を、副会長にはD委

員をという案が示されましたが、事務局案のとおり選任することとしてよろしいでしょうか。

《全委員拍手＝承認》

《副会長》

ありがとうございます。それでは事務局案のとおり決定させていただきます。D委員は副会長席に移動願います。

《会長》

ひと言ご挨拶申し上げます。ただいま会長という重責を担うことになりました。

力不足ですが、皆さまのお力をお借りして答申をまとめたいと思います。

審議会委員として6年目となりましたが、最初の年にこの審議会に入りました時は、どうしてこんなに女性の登用率が低いのか、これはどうしてこうなのかと、いろいろ疑問があったのですけれども、審議会に出席を重ねていく中で、やはりなかなか難しいということも分かってきました。ただ少しずつですけれども登用率等の数値は伸びてきているので、目標はなかなか高くて厳しいとは思いますが、少しでも最終年度にそこに近づけられるように、審議会の答申がそのための原動力になれば、と思っております。よろしく願いいたします。

《副会長》

大変重責なのですが、会長さんと協力して皆様のご意見をまとめていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

《会長》

それでは、事務局のほうから議事の進行に先立ち何かありますでしょうか。

《係長》

皆さまのお手元に配布している資料の確認をさせていただきます。

事前に郵送しております資料は①男女共同参画プラン推進事業実施状況調②男女共同参画プラン重点項目③きたみ市男女共同参画を推進するための条例 となっております。

本日配付しましたのは①議案②審議会等の女性の登用状況調査結果表③女性委員当用率目標値④北見市男女共同参画審議会委員名簿⑤委員意見集約書、以上の8点でございます。

《会長》

では議案に従って議事を進めていきます。

議事の(2)北見市男女共同参画審議会の役割について、事務局から説明をお願いします。

《次長》

私のほうからご説明申し上げます。

本日委員の半数6名の方が改嘱されましたので、北見市男女共同参画審議会設置の趣旨及び役割につきましてご説明を申し上げます。本日の資料としてお配りしております「北見市男女共同参画を推進するための条例」をご覧いただきたいと存じます。

条例第16条第1項で、市長に、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため基本計画を策定することを義務付けております。また同条第3項では「市長は基本計画を策定または変更しようとするときはあらかじめ北見市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない」とし、さらに第28条は審議会の権限について、「審議会は基本計画に関する事項そ

の他男女共同参画の推進に関わる事項について市長の諮問により又は必要に応じて調査審議し市長に意見を述べる事ができる」と規定しております。

本日の審議会はこの規定に基づき、北見市の男女共同参画基本計画の進捗状況等をご審議いただき、ご意見をいただくものでございます。以上でございます。

《会長》

ありがとうございます。審議会の役割についてはよろしいでしょうか。

次は議事（3）の北見市男女共同参画基本計画の進捗状況等の審議ですが、基本計画の進捗状況及び重点項目等を一括して説明願います。

《係長》

基本計画の進捗状況及び重点項目について説明いたします。

推進事業実施状況調の表紙を開きますと基本計画の体系図となっています。プランの体系は「北見市の男女共同参画を推進するための条例」に定める7つの基本理念を具現化すべく基本目標を5つ掲げ、それぞれの目標の下、方向性と具体的施策を示し137の事業からなっています。策定からこれまでの間、法改正による廃止や一定の目標達成により終了の事業、項目分類を見直し整理統合した事業、新規事業など、現在128の事業を実行しています。

次のページ以降は23年度事業の結果及び24年度事業の取り組み状況を事業番号順に取りまとめています。昨年度重点項目とした事業及び本審議会から頂いたご意見につきましては、市長を本部長とし特別職部長職等で構成する男女共同参画推進本部に報告いたしまして、ご意見を踏まえ、本部長の指揮の下、北見市の男女共同参画を進めるべく各事業担当部署において取り組んでいるところでございます。

時間の関係上全事業を説明することができないため、重点項目及びご意見を頂いた項目を中心に説明させていただきます。

昨年の重点項目は5つございましたが、まずひとつ目とふたつ目、事業調1ページ、基本目標「政策方針決定の場における男女共同参画の拡大」から「市の審議会、附属機関などへの女性委員の登用促進」及び「女性のいない審議会等の解消」でございます。

女性委員登用の最終目標値を40%とし、一貫して重点項目として取り組んでいます。

調査結果の詳細は本日お配りした資料「北見市の各種審議会・委員会等の女性登用状況調査表」に載せています。本年度4月1日現在、登用促進では総委員数1,546人のうち女性委員453人 登用率29.3%と前年より2ポイント伸びました。女性ゼロの審議会解消では、23年度総審議会数77、うち女性のいない審議会23であったのに対し、24年度は総審議会数84、うち女性のいない審議会19と、4つの審議会でゼロ解消いたしました。

手法としては、推薦団体に女性団体を割り当てたり、推薦いただく団体に対し女性の推薦を依頼するなど積極的改善措置（ポジティブアクション）を取り入れました。また、実数で女性が21人増加しましたが、分母の総委員数が36人減少したことも作用しています。

ここで資料の「女性委員登用率目標値」をご覧いただきたいのですが、本審議会からのご意見のとおり、40%の目標達成に向け年次目標を定め取り組んでいます。プラン5年目の本年度は32%が目標ですが、達成には分母（総委員数）が変わらないとして42人増やさなくてはならず、さらにその先は2%伸ばすために30人強の女性が必要です。また審議会の中には図書館建設検討委員会など期間を定めて設置するものもあり（70.6% 27.3.31まで）、これが率を引き上げている実態もあって非常に厳しい状況です。そこで本年は審議会を所管する部

署のヒアリングを実施し取り組みを強化するよう働きかけを行いました。協議を進める中『共同参画の機会確保』に向け積極的改善措置を取り入れて一層の推進を図っていくとの方向を全庁で確認いたしました。継続して重点的に取り組んでまいりたいと考えています。

次に、ヒアリングを進める中から、女性の推薦を依頼しても女性の絶対数が少なく推薦されにくい、委員として求める専門分野たとえば医師職、科学の分野、歴史などの研究分野にそもそも女性の人材が少ない、また、指定の職務に女性が登用されていないなどの現状が挙げられ、女性のあらゆる分野への参画や登用は全体として進んでいないという実感が残りました。このような現状に鑑み、女性の社会活動を促進するための環境整備を進めるべく、重点項目の3つ目、事業調6ページ中段、基本目標「家庭生活と学校・職場・地域活動の両立支援」から事業番号21「労働の場における男女の役割分担意識の是正」について、就業の分野における共同参画を進めるため、産業立地労政課では市内事業所の労働条件や制度の整備状況について調査を行い、結果を「北見市労働状況調査報告書」に取りまとめより良い労働環境づくりに活用すべく事業所に配付しています。報告書には労働相談窓口や各種サービスの紹介、男女共同参画を推進するための法令の紹介や啓発も盛り込んでいます。

この調査報告書によりますと、回答いただいた従業員10人以上の184事業所のうち82(44.6%)の事業所が、男女雇用機会均等法により募集採用・配置昇進・教育訓練・育児休業・セクハラ相談窓口設置など、男女共同参画に関する改善への取り組みを行ったと回答しています。

育児介護休業制度では60%が導入と答えていますが、女性が働き続ける上でもっとも大きな問題である出産育児にあたり、女性労働者の経験を中断させることなくキャリアを積んでいけるよう、また男性も家事育児に積極的に参加することができるよう、事業主に対しては仕事と家庭の両立支援制度の整備を働きかけ、労働者に対しては制度の利用促進を呼びかけていかななくてはならないと考えています。

本審議会からも、労働相談や支援体制の充実を図るべきとのご意見、男女共同参画を男性の視点からも捉え男性の家事育児への参画を進めるべきとのご意見をいただいておりますことから労働状況調査を引き続き行い、女性が働き続けるための諸課題を的確に把握することによって施策の充実をはかるべく、継続して重点項目として取り組む考えです。

次は事業調8ページ、事業番号29「家庭での男女の役割分担意識の是正への啓発」及び事業番号30「啓発活動」です。旧来男性には仕事中心の生活や長時間労働など一家の柱としての役割が求められてきましたが、女性の登用を進めるにあたり、そのような労働環境がそのまま女性に振り向けられたなら、女性自身不安や負担が増大し指導的立場に立つことを敬遠すると思われます。女性が社会進出するには周囲の意識も一体となっていなければ難しく、性別による固定的役割分担意識の是正が必要であることから、男女共同参画についての理解促進、意識啓発について継続して重点項目として取り組む考えです。

具体的には、男女共同参画の理念を市民の方に知っていただき共に進めるために、学び考える場として「男女共同参画推進講演会」を開催し、これを市職員研修と位置付けて職員が率先垂範北見市の男女共同参画を進めることとします。

また、生涯学習課の「つどいinきたみ」「女性の派遣研修」などの研修事業や、健康推進課の「両親学級」、保育課の「若い父母の交流相談」、青少年課の「乳幼児ふれあい事業子育て読本作成」、生涯学習課の「子育てはぐくみ学級」など、男女がともに家庭を担ってい

くための事業を積極的に実施します。

さらに平成22年度に庁内ワーキンググループが作成した「広報物ガイドライン」は男女共同参画への理解を深める有効な手引書となっておりますので、活用を奨励し男女共同参画の意識の浸透を図ってまいりたいと考えています。

ここまで男女共同参画プランの進捗状況につきまして登載する事業の中から5つの重点項目を中心に説明いたしました。

プランに登載のいずれの事業も、男女共同参画社会の形成に意義ある項目でございます。

庁内では、男女共同参画社会実現という目標に向けて関係課長で組織する男女共同参画推進連絡会議を開催し、各課で取り組んでいる事業の進捗状況や取り組むべき課題を検討し、重点項目案を作成しました。その内容は、昨年と同様の5項目を継続して重点項目とし、これに加えて基本目標Ⅰ「政策方針決定の場における男女共同参画の拡大、基本的方向「民間団体等における女性参画の促進」、具体的施策「社会的気運の醸成と広報啓発活動」から、事業No18「男女共同参画への貢献者（個人、団体、企業等）の顕彰」の事業を重点項目として取り組むこととしたものです。

本日の審議会ではこの重点項目についても議論、承認いただきたく提案いたします。

重点項目として追加した項目の所管は市民活動課、現状はまだ研究の段階ではありますが、男女共同参画社会の形成に寄与する模範となる取り組みを称え、広く社会に紹介することによって市民意識の醸成を図ってまいりたいと考えます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

《会長》

ありがとうございました。本日の資料の最後に「広報物表現ガイドライン」が添付されておりまして、これが平成22年度に発行されたものということです。

それでは皆さんからのご質問やご意見をいただきたいと思いますが、審議会の案内の際に、意見書を前もって提出いただくようお願いをしておりましたので、事前に頂戴している委員さんのほうから発言をお願いしたいと思います。本日の資料の中に事前意見集約のページがございます。Ⅰ委員とD委員と私から寄せられていますので、順番にⅠ委員のほうから説明していただき、ご意見やご質問等をいただきたいと思います。

《Ⅰ委員》

先日、事前にいただいた資料を見て私が思いますのは、女性が男性と同じように社会に出て働ける環境を社会全体でつくっていくことが大切だということです。

私の職場も、育児休業など出産後に休業してまた復帰できる制度や、その他色々な休暇の制度もありますので働き続けることはできるのですが、営業職であるためそれを重荷に思うなど理由は様々ですが、結局「寿退社」を選ぶという事例が数多くあります。このような事例は「女性は家庭に入るのが理想」という性別役割分業意識が社会にまだ残っている現われであり、これが女性の社会進出の妨げになっている最も大きな要因であると思います。

女性が出産後も働き続けられるような制度の充実を図ることが重要であるとともに、企業においては育児、介護、看護など休暇を行使しやすい雰囲気づくりを行い、結婚や出産を機に退職を希望する女性に対しては、社会の一員としての現在の地位にとどまらせる積極的な働きかけが必要だと考えます。自分が休暇を行使することによって職場に迷惑がかかるという意識は実際にはあるのではないかと思います。このような意識を変えなくてはならない

し、また、安心して働き続ける体制が確立することで女性の社会進出は大きく飛躍すると思います。ぜひとも実現させたいと思います。

《会長》

そうですね。社会のシステムとして整備しなくてはならないというところもありますし、個人の意識を変えるというそちらの方も両方伴っていかないとなかなか進んでいかないのだなという現実、いくら職場の制度としていろんな制度が整っていても、それを使わないというもったいない状況が起きてしまうということですね。結果的には離職率が高くなってしまいうという現状もあるようです。I委員は長くそのような職場に勤められて、その経験に基づくご意見だと思います。貴重なご意見をありがとうございました。

いただいている意見に対して事務局のほうからもございますでしょうか。

《係長》

お手元の資料に事前に頂いたご意見を載せておりますので、これに沿って回答いたします。

I委員のご意見のひとつ目は「審議会の開催が年2回程度であるのは適切なのか」ということです。北見市男女共同参画を推進するための条例第28条に「審議会は基本計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関わる事項について市長の諮問によりまたは必要に応じて調査審議し、市長に意見を述べるができる」と位置づけされており、現在市からの諮問事項はなく基本計画の進捗状況を調査審議いただくこととなります。基本計画策定などは回数を重ねた会議が必要となりますが、計画の進捗に関するご意見を伺うには現状の開催となりますことをご理解いただきたいと思ひます。

次に「基本目標40%の達成は相当のアピールをしていかなければ難しい」とのご意見です。北見市の行政執行の意思決定にあたり、附属機関として審議会等を設置し市政への市民参画促進を図っており、会議はそれぞれ組織規定を設け、多くは関連団体などから委員を推薦いただいておりますが、推薦団体においても女性の推薦が少ないのが実態です。また、市民に広く周知し、特に潜在する女性の参画機会を確保促進する観点から公募制の導入も奨励しています。現在、女性委員登用目標の達成はかなり厳しい状況であることから、昨年は審議会等を所管する各課を訪問し、聞き取り及び対策について検討してきたところです。その中で、歴史、考古学などの研究分野や、委員推薦を依頼した団体自体に女性がいないという問題も改めて認識したところです。

また、3番目4番目の「性別役割分担意識が大きく支配しているため、その意識改革や社会制度の改革が必要である」とのご意見につきまして、現在、女性が働き続けるための雇用環境の整備、少子化の流れの中で働きながら子どもを産み育てることができる休暇制度の充実など、特に「育児介護休業法」は男女双方を対象とするように改められるなど、社会基盤整備は徐々に整備されてきており、中小企業においてはそれぞれ事情もあつて、この制度を利用するのは難しい面もあるということも伺っておりますが、男女の平等を進めるには個々のジェンダー意識を変えて、男性の育児参加すなわち男性が育児休業制度を取得することを働きかけることが必要であると考えています。性別によって役割を分担する意識は長い間社会的に形成され刷り込まれてきたものでありますので、これを変革するには家庭や教育の場で子どもの頃から差別や偏見を正す意識を持ってあたっていただくこと、また市の一つひとつの施策の中にもこの視点を織り込み、繰り返し啓発活動を行っていくことが重要であると考え、今後も継続して取り組んでいきたいと考えています。以上でございます。

《会長》

ただいまの事務局からの回答ですが、I委員いかがでしょうか。

《I委員》

ていねいに回答していただき、ありがとうございます。

《会長》

たとえば、事業番号5番に「市役所内での男性職員の育児休業等の取得の促進」という項目も入っています。

《係長》

職員に対し制度の周知及び取得奨励を行っていますが、現在のところ取得実績はありません。

《会長》

理想としては、市役所の男性職員が率先して取得するよう努めていただきたいという気がします。

それでは意見集約書の2ページ、D委員からたくさんご意見などをいただいていますので、説明をお願いします。

《D委員》

今回は、この基本計画を作成する段階で参加させていただいていたのです。そのときは皆さんからのいろいろなご意見をまとめる時でしたので、理想的な意見がたくさん出され、大変論議が深まったと感心をしたものです。私自身の意識の低さをあらためて感じ考えさせられたということがありました。

今回、ネットで道内の他の市の状況などを見てみますと、北見市の取り組みはかなり進んでいるほうではないかと思えますし、担当の係の方を中心に積極的に進められている姿は大変良いと思えます。

そうしたときに、他の市町村が北見市の取り組みを手本にするときに、やや疑問を持つところがあるのではないかと、というのが質問の基本でありまして、全部が解決しなくてはならないということではなく、率直に第三者として思ったことを書きましたので、その点をご了承いただきたいと思います。

質問1につきましては、事業番号1から5の項目で、予算がついていないのであります。当然とても大切な部分なので、これらのことについて配付物、印刷されたものもあるはずです。今年度も予算付けがないので、市民の意識の向上ということから言っても必要なのではないだろうか、ということです。

質問2に関しましては、先ほどから対応策が述べられていますので割愛いたします。

質問3は事業番号11、17、20、21、22、27ですが、これにつきましては予算額の欄が全て「15万7千円」の記載となっています。もし同じような金額、同じような内容であれば、ここは統合・整理などを行えばもっと見やすいのではないかと疑問を持ちました。

また、事業番号16では「リーフレットの作成と広報啓発」という表現で予算がゼロです。

事業番号17では「企業民間団体等への啓発活動」となっていますが、これは他の項目にも同じようなパターンで出てきています。「啓発活動」という文言を入れる意図は分かるのですが、けれども、整理をしていくとより見やすいのではないかと思いました。たとえば事業番号29で15万7千円の予算を計上し、啓発活動ではゼロになっているわけです。このような点

を整理してみてもどうかと思いました。

次に質問4の事業番号49と50では予算が計上されていませんが、取り組みがなされていないということではないように思うので、表現の仕方を変えてみてはどうかと思います。

事業番号65以下については、たとえば65番では6,579万円という大きな予算額となっているが、49番の農協漁協への働きかけは予算はゼロ、またスポーツ課や健康推進課では関連した予算を全部つけている、というように、事業の仕方や予算の付け方に統一感が無いと思われるのはなぜだろうかということです。

さらに61番、ウイメンズ・きたみの取り組みは大変重要だと思うのですが、今までは350万だったのが78万となっておりますため、予算が減らされたのはなぜなのかと思ったものです。

《会長》

それでは、質問で一旦区切ります。回答をお願いします。

《係長》

ひとつ目の「予算付けがないと思われるのはなぜか」ということにつきまして、本年度は基本計画ダイジェスト版第2版を作成配布いたしました。これは法務省所管の「人権啓発活性化事業」を北見市が受託して実施したもので、男女共同参画という男女の人権を尊重する考え方の普及啓発を図る目的に合致することから受託する運びとなり活用させてもらったものです。今後においてもこのような国や道の制度や事業を活用し、また庁内印刷を用いて広報啓発紙を作成するなど工夫をしながら啓発事業を進めてまいります。

質問3の「事業番号11から43まで15万7千円の経費を割り当てられているのはなぜか」ということですが、労働状況調査、調査報告書の作成、啓発資料として各事業所へ配付というひとつの事業にかかる経費として15万7千円を計上しているもので、複数の目標・方向性・施策にまたがって記載されている事業ということでありまして、15万7千円がそれぞれの事業項目に計上されているのではないわけでございます。

《会長》

15万7千円の予算で労働状況調査の事業を行って、その調査を行う上でいろいろな側面があって、それを事業番号に分けて記載しているということですね。

《係長》

はい、事業の目的が複数にまたがる記載となっております。

《会長》

それぞれに15万7千円を使っているという意味ではないのですね。少し誤解を招くかもしれないですね。

《係長》

次に「実態調査と啓発活動との関連を見直せないか」ということですが、この事業は男女が働きやすい環境をつくるため雇用状況を把握して労働条件の改善を図ろうとするもので、実態調査と報告書の作成配布を一体的に行って事業所に向けて働きかけをしています。今後は実態調査から明らかになった課題をより詳細に把握するよう努め、その上で男女共同参画に関連する観点に沿って事業主の方へ、あるいは労働者の方に対してより具体的に啓発を繰り返していかなくてはならないと考えています。

質問の4番目は「予算の項目にゼロがあったり莫大な金額が計上されていたり、統一感が

ないと思われる」とのことですが、意見集約書前段の45から127までの事業は、担当職員の担当する業務の中で行われるものであり、特段の予算措置の記載がございません。意見集約書後段65以下の事業につきましては、目的とする事業を行うため直接要する経費として予算立てをしているものでございます。

質問の5番目、事業番号61「ウイメンズきたみの予算が大幅に減額された理由」とのことですが、平成22年度に国の「地域活性化交付金」が創設され、DV被害者支援の拠点施設整備及び体制の充実強化のため「住民生活に光をそそぐ交付金」の交付を受けて23年度に350万円を執行したものです。この交付金は単年度措置で、予算が削減されたのではなく24年度は従来どおり78万円の予算に戻ったということです。

《会長》

質問5番までの回答がございましたが、いかがでしょうか。

《D委員》

質問1について、道や国の制度を利用して作られるというのは大変すばらしいことだと思いますが、それでどれくらいの経費がかかっているのかということ、たとえば括弧書きで表現するなどの工夫をしてはどうでしょうか。ウイメンズ・きたみの350万円は北見市から出したわけではないのですよね。

《課長》

国の交付金を財源として北見市が予算化し、ウイメンズ・きたみの施設整備に補助金として交付したということです。22年度の繰越事業で23年度に実施した単年度の事業です。

例年、ウイメンズ・きたみのシェルター運営に係る経費を補助していますが、23年度は施設整備等のため国の予算が大きく当たったということです。

《K委員》

大変ありがたく思っています。充実させていただきました。各部屋の生活用品が古いものがたくさんございましたので、改善されたと思います。特に家電製品は中古品は危険を伴うこともございますので、今回揃えることができ、防災の観点からも効果があったと思います。

《課長》

ひとつ補足させていただきます。D委員からいただきました事業費の表現の仕方ですが、工夫しなければならないと考えています。見方、見え方、見せ方というものを検討させていただきます。

《会長》

予算額がゼロと表現されていても活動していないというわけではなくて、道からの予算などが使われているということですね。

《課長》

はい、先ほどの例のように複数の目的項目に計上されていて、事業はひとつで予算も一本、という例もあります。

《会長》

そうですね。誤解を招くかもしれません。もっとよい表現があればということで、検討していただくようお願いします。

それでは要望についてもお願いします。

《D委員》

1点目は、私が上仁頃小学校にいたときに、保護者の方が、子どもたちは学校から帰ると遊ぶところがない、おじいちゃんもおばあちゃんもお母さんもお父さんもみんな仕事に行って家に帰っても誰もいないというのです。市街地域では学童保育など様々な施設があるのですけれども、そのようなものが一切ないのです。それで、子どもたちは友達のところへ行ったらいいかという、それが遠く離れているため、仕方なくテレビを見てお菓子を食べてゴロゴロしているのでみんな肥満気味になっている。これは非常に問題ではないだろうか、何とかしたい、ということで他の地域と同じように学童保育みたいなものを作れないかということで呼びかけをして、PTAが運営主体となって放課後児童の活動の場として「ころころクラブ」を発足させたわけなのです。

母親が保育所に5時頃迎えに来るのですけれども、それにあわせて子どもたちも一緒に帰ります。5時までの学童保育という形で地域や北見市から助成をいただいて取り組んでいますがすけれども、これは仁頃地域だけではなく、子どもたちだけで家の留守番をしているという地域が他にもあるのではないだろうかということで、その実態を何らかの形で調査をし働きかけていくということが必要であると考え、ぜひ調べてほしいということでもあります。

2点目は専門分野になりますけれども、従来学校教育の中では保健体育等の教科の中で指導が行われてきましたが、これからの男女共同参画事業の推進は、市民意識の向上ということと同じように、児童生徒の意識を変えていかなくてはならないのではないかと思います。その点で「進路指導」という分野に視点を置き、中学校、高校、各種専門学校までの長いスパンで推進状況を見ることができるのではないかと思います。それでこれらについても調査をして、今どのような形で進められているのかということを見ていってはどうかということ要望としました。以上です。

《会長》

ありがとうございました。ではこちらの要望について事務局お願いします。

《係長》

要望1の、放課後の実態や対策はどうなっているのか実態調査をしていただきたい、という要望でございますが、北見市では放課後及び夏冬休み期間などの児童に健全な遊びの機会を提供するため、児童センター11箇所、児童館5箇所、フレンドセンター3箇所を開設し、自由来館制で設置地域の育成組織等と連携を持ちながら地域に根ざした育成活動を行っています。また、共働きなどで、帰宅しても保護を受けられない子どもが放課後の時間を安心して過ごせるように、11の児童センター及び5つの児童館において登録制で児童クラブを開設し、家庭と連携を取りながら児童の保護と育成指導を行っています。利用の実態については数字を掴んでおりませんが、放課後の子どもの留守家庭児童の対策としてはこのような体制で行っております。

2番目の、教育活動において小中学校・高校・各種専門学校では男女共同参画の推進はどのようになされているのかということですが、北見市ではすべての小中学校の教育活動を男女共習、男女混合で行うこととしています。かつて出席簿は男子が先で女子は後であったり、男子と女子の将来像を別仕立てで固定的に描いたり、進路指導においては男子は四大で女子は短大、就職は男子は家族を養う基幹労働、女子は家庭に入るまでの補助的労働、という意識が指導に反映されていた部分もあったと思いますが、男女共習男女混合の教育はこのような偏見を取り除き、個性を重んずる教育活動の推進に意義あることと考えております。

学校教育、家庭教育など、あらゆる教育の場における男女平等の視点に立った教育の推進が重要であると考えており、現在、北見市立小中学校、道立高等学校、また法人立学校などの教育の場における男女共同参画の推進につきましては、教育関係者にあててその理念をお伝えし、平等の理念に基づき一人ひとりの個性を大切に伸ばしていただく教育活動の推進について条例の中にも責務としてうたい、行動計画の実行をお願いしております。

《会長》

ひとつ目の、仁頃地区には学童保育はなかったということですね。

《係長》

はい、仁頃地区に児童館・児童センターの設置はなく、それでPTAが中心になってこの「ころころクラブ」というものを発足させたということです。

《会長》

仁頃地区のように、小学校はあるけれども学童保育や児童館・児童センターというものがない、という地域はあるのですか。

《係長》

全学校下に児童館・児童センターが設置されているわけではありません。ただ詳細を把握しておりません。

《会長》

私も知らなかったのですが、北見自治区だけを見ていると、「ひとつの小学校に対してひとつの児童館・児童センター」という形で対になっているのかと思っていました。D委員の書かれているような地域もあったのだなと初めて知りました。

《係長》

子どもが児童館を利用するには広域な配置の状況であると思います。

《課長》

いわゆる市街地域の学校に置いている形になっているのですね。D委員がいらした上仁頃では地域の子どもへの思いに発した取り組みであると思います。

《部長》

現在まで小学校区にひとつということでは児童館あるいは児童センターを政策的に設置してきたのですが、いわゆる郊外地域についてはすべて配置できているわけではないのが実態です。その中では、たとえば季節保育所、いわゆる公助に対する自助という形で町内会であるとか、あるいは地域のボランティア的な活動によって担っていただいている、という地域などもございます。

《会長》

D委員の意見としては、仁頃のケースのように、本当はそういうニーズがあるのだけでも、なかなかそういうPTAで組織してというのも大変なので、そこまでに至っていないというようなケースがたくさんあるのではないかという懸念ですね。

《D委員》

はい、そうです。

《会長》

要望の2番目の進路指導というのは各学校、教育機関での教員の指導としてはもう改善されているということですが、それ以外にも清水委員がイメージされているのは、例えば啓蒙

のための講演会を生徒たちに聴かせるとか、そのようなことも含めてということでしょうか。

《D委員》

事業番号 126 に「男女平等感に立った学校教育の推進」という項目があります。この事業計画では、保健分野を含めた全ての教育活動においてを行うということで、どちらかといいますとこの保健分野とか教科指導の中での取り組みという形の表現が多いものですから、もうひとつ、学校組織の中の分野として「進路指導」という分野もあるのではないかとということで、加味して検討していくと取り組みしやすいのではないかと思ったということです。

私見ですけれども、40代前後の人が若者の頃にはまた今とは違った価値観を持っていたのではないかと思いますし、今の若者たちの意見や人生設計、幸福感というものも非常に変わってきていると思うのです。だから学校教育などの様々な機会の中で若者たちとディスカッションすることによって、男女の平等や育児休業などを男性がとることに対しての意識変革なども可能になるのではないかと思います。そのことが、これからの人生設計をどのように立てていくのかということと密接につながっているのではないかと思います。

先日テレビで放映されていましたが、ノルウエーでしたか、すばらしい取り組みの結果、今ではすっかり価値観が変わってしまったということなどから見ても、いろいろな機関でそのような取り組みを続けていったからだと思うのです。そういう意味で、ここの観点が保健分野とか性教育、青少年リーダー育成というような表現が中心になっているところに、いまひとつ加味してもよいのではないかと思います。以上です。

《会長》

単純に科目で実施するというのではなくて、もっと広い教育指導においてもっと若いうちに男女共同参画の意識を植え付けさせてというようなことですね。小中学校で今いろいろ裁量時間というのがあるので、もし可能だったらそういうときにこの男女共同参画について、中学生くらいだったら男女共同参画について話し合うという時間があってもいいのでは、という気がします。

最後ですけれども、私のほうで1箇所気がついたところを挙げています。

非常に細かいことで恐縮ですが、20ページ77番「両親学級」で、平成23年度の事業計画で受講率の目標値が38%であったのに対し、事業実績では目標値を上回って39.5%となっています。これはたぶん関係者の皆さんがPRするなどして努力された結果だと思います。

23年度において実績値が目標値を上回っているのに、24年度の目標値がまた元の38%に戻ってしまっていて、「10年間ずっと38%」という考え方もあるかもしれませんが、せっかく目標値を上回っているのに前年度の実績を下げてしまうのは違和感があると思い、全て前年度どおりというように修正してもらってもよいのではないかとということで、コメントとしてつけさせていただきました。これについても回答いただければと思います。

《係長》

受講率の設定目標値について、昨年38.0%の目標を上回り39.5%となったことから、さらなる推進を目指し、本年度は39.5%を目標値として取り組むことといたします。

《会長》

ありがとうございました。

以上、事前集約した意見等に対して回答があったのですが、せっかくの機会ですのでそれ

以外の委員の方から、ただいまの事務局の説明等をお聞きになって新たに疑問に思ったことやご意見、あるいは感想でもかまわないのですが、一言ずついただければと思います。I委員からお願いします。

《I委員》

感想でございます。あまりにも多岐にわたっているものですからびっくりいたしました。

先ほどD委員のほうから教育のことに関してご発言がありましたけれども、やはり小さいときから教育をしていくことが、この男女共同参画の率を上げていく長期的な考え方になっていくと思い、あらためて教育の重要性ということを思いました。以上であります。

《K委員》

私からふたつございます。ひとつは若い女性の方から「DVというものをよく知らなかった。もっと早く知っていればよかった。」というお話を聞き、大変切ない思いがいたします。彼との交際中から暴力を受けて我慢を重ね、直ってくれるだろうと思いながらひどい状態になるまで我慢し続けたということで、もっと早く知っていればと言う入所者の女の子もたくさんいます。こちらは石狩市のデートDVのパフレットですが、去年も審議会の中で申し上げましたが、啓発活動というのは非常に大事です。高校に入ってからよりも、高校に入る前、義務教育最後の中学生の男の子にも女の子にも男女平等ということをしっかり教えてあげるべきであると思います。学校教育の中で男女共同参画の理念、性差のない生活環境向上の意識を高める啓発活動の実施を推進する必要があると思います。

若年層の入所者では赤ちゃんをお風呂に入れてあげることができないお母さんが結構います。また子どもを可愛がるが一方で奥さまに暴力をしてしまう父親がいます。それを子どもが見てしまうことも児童虐待になります。そのようなことも含めて、若年への啓発活動が大事だと思うのです。

もうひとつは民間シェルターの存続についてです。

平成23年度は国の「住民に光をそそぐ交付金」を北見市と北海道から、24年度は北海道から予算をいただきました。これによる効果は絶大で、シェルター退所後の女性と同伴児の自立支援事業を企画実施し、「楽しかった」「行ってよかった」「また続けてほしい」というアンケート結果が多数でございました。しかし25年度からは従来の予算に戻るため、それによってスタッフの解雇が発生せざるを得ない状況です。会員も減少し高齢化が進み次につながらない状況です。スタッフはボランティアで、逃げてきた入所母子の生活全てをサポートし自立させるという支援を行っていますが、万全な体制で最大の支援活動を行えるよう、皆さんの知恵をいただいてシェルターを存続できるようお願いしたいと思っています。以上です。

《J委員》

今回は24年度の進捗状況ということで皆さんの意見や要望事項、またD先生のほうからもございましたが、郡部と市部では同じ北見市でありながら温度差があって、地道な活動にはなると思うのですけれども、そういうところもひとつひとつ地道に拾っていかなくてはならないと思っております。常呂自治区においても児童センターなどはあるのですけれども、中心から離れた地域ではさらに郡部地域というものがあまして、そのような面はなかなか見えないところもあると思いますので、調査とは言わないまでも25年度の事業計画を作るに当たってはそのような点も汲み捉えて策定していただければと思います。

《G委員》

私は20年学校に勤めていまして、最初の頃は、体育や保健の授業は男子と女子は別々でした。みんな一緒に学ぶようになってまだ10年ほどで、スタートしたばかりというか、男女と一緒に活動するという部分についてはまだ浅い分野なのかなと思いながらお話を聞いていました。

今私の職場ではだいたい半分以上が女性です。その意味では働きやすい職場環境であると思っていますが、まだ、「女の先生だから担任の先生は不安だわ」などの声を聞くこともあります。私も始めて参加させていただいていろいろなことを勉強していきたいと思いました。

《E委員》

私は、以前職場はJAにいて、そして農家に入って30年農業をやってきました。

農業人というのはいつも男女共同参画、いつも旦那さんと一緒に働き、子育ても自分の家ですので育児の時間も取れますし、そのような点では農業というのは恵まれた環境にあったのだなと思っています。

農家には「家族経営協定」というものがあります。家族経営協定とは経営方針や役割分担や給与、休憩時間、休暇などの就業環境等について、家族みんなが働きやすいように十分に話し合っ取り決めるものです。私の頃にはそのような規定はなかったのですが、今は農業ってすごくいいのだなと、あらためて実感しています。

また、自分がJAの職場に入って4年目くらいのときに、上司から「女のしあわせは結婚だぞ」言われたのですが、今にして考えてみると、大変なことを言われたものだと思えています。以上です。

《C委員》

送付された資料は十分に読んできたつもりなのですが、今日審議会のご意見を伺ってきて非常に奥の深い問題だというふうに痛感して、今後勉強してまいりたいと思います。以上でございます。

《A委員》

私は2点ございます。

去年もお話がありました、防災会議の審議会委員に女性がいないのですが、会議の内容については分かりませんが、ハード面ソフト面と考えた場合、女性の方は特にソフト面では活躍できると思いますので、是非とも参加していただきたいと昨年から思っていました。

《課長》

防災会議は残念ながら女性の参画は現状進んでおりません。災害が起こったときに、たとえば避難所を含めて女性の視点が重要であるということがいわれる中、取り組まなければならない課題であることは十分に押さえているところです。

防災会議の構成は、設置条例で「教育長や消防長」という職名を指定している委員もありますが、「当該機関の長、当該所属長の同意を得て任命するもの」という要件もありますことから、女性の参画は不可能とは考えておりませんので、防災担当には委員の改選、交代の時期には選出母体への女性参画依頼など、女性の参画に努力するよう働きかけてまいります。以上でございます。

《A委員》

これから増えていってほしいと思います。

それからもうひとつ、私も郡部なのですが、児童館はありますけれどもそこを利用するには距離があるのです。農家は点在していますし、子どもさんが少ないということもあるので、学校から帰ってきたあと行くところがなく、家にいてテレビを見たりお菓子を食べたりして過ごしているのかなと感じました。さきほど、実態調査まで、とおっしゃられたけれども、困っている方、どこにお願いしていいか分からないという農家の方はおられると思うので、調べていただいたほうがよろしいと思うのです。特に忙しい酪農業の方たちにとって、仕事と育児の両立が大変ということになれば後継者の問題も出てきます。特に郡部の人口は減少してきていますし、そのようなことから、子どもを産んでも安心して育てていける町にしていかなければならないと思っております。

《会長》

児童館は小学校が終わってからまっすぐ行っていいのですよね。

《E委員》

端野は、以前は児童館と学校の間でスクールバスでの送迎があったと思います。

《A委員》

そのような支援があるといいですね。

《E委員》

自治区によって違うのだと思います。

《会長》

北見自治区の例だと、小学校のすぐ近くに児童館があって、学校帰りに子どもたちが歩いてそこへ行って、迎えに来てもらえるまで過ごせるというイメージなのですが、場所によっては離れているということがあります。

《A委員》

そうなのです。以前は児童館も2つありましたが、現在は子どもの多い方は残り、少ない方は閉鎖されました。そうすると通うには距離があって大変と感ずるところがあります。

《会長》

予算の関係もあるのでしょうけれど、やはり女性が働きやすい環境整備をそのような側面からも進めてほしいと思います。

《A委員》

もうひとつ、女性が働き続ける環境整備の関連ですが、市役所でも女性はもちろん、男性の方にも育児休暇などはあると思うのです。でも「規則があるから」といっても現実には取っていないし、取りづらいのだと思います。取りやすい職場の雰囲気づくり、条件整備が大事だと思うのです。

《会長》

そうですね、そのようにしていかないと制度の利用はゼロのままになってしまいます。雰囲気づくりが大事だということですね。ありがとうございました。

感想や貴重なご意見を頂戴いたしまして、ありがとうございました。

冒頭に説明のありました、審議会の設置目的について確認します。

「北見市男女共同参画を推進するための条例第28条」に本審議会の権限が定められておりまして、条文としては「審議会は基本計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関する

事項について、市長の諮問により又は必要に応じて調査審議し、市長に意見を述べるができる」とされています。

本日皆様からいただいた意見をもとに、例年どおりの重点項目、また追加の重点項目も事務局のほうから説明がありましたのでこれらを合わせて、また、今日意見書をまとめるのは時間的にも難しいと思いますので、一旦事務局と正副会長で話し合いまして、提言するための意見書の案をまとめたいと思います。そして日を改めて第2回の審議会を開催することとしてよろしいでしょうか。

《異議なし》

《会長》

ありがとうございます。では第2回の審議会で見解をまとめることとしますので、事務局は準備をしてください。皆様には後日、事務局から案内いたしますので、いま一度お集まりいただくようよろしくお願いいたします。

では、議事（4）の「その他」ですが、事務局及び委員のみなさまから何かございますでしょうか。

《I委員》

状況調べに関してお訊ねしますが、「24年度計画」を審議しているわけですが、年度はあくまで4月1日から3月31日までですか。

《会長》

今の時点で24年度はもう終盤にきているということですね。

《松井委員》

はい、だから結果も出ている感じもして、その部分が分かりにくかったです。

また、委員の任期についても、私は年度途中のこの時期に任命されるので臨時的な職務であるのかと思っていたのです。

《会長》

いえ、それについては事務局から説明していただいたほうがよろしいです。

《課長》

はい、この状況調の年度について、なぜ今の時期に「23年度の計画と実績」及び「24年度の事業計画」なのか、ということですが、23年度の決算が議会の決算審査を経て認定されるのが9月議会終了後になることから、10月から11月にかけて市の連絡会議が開催され、その後本審議会の開催となるものですから、このような時期になりますことをご理解いただきたいと思います。

委員の任期につきましては委嘱の日から2年間でございます。委嘱状を交付された任期の期間ですので、よろしくお願いいたします。

《会長》

そのほか事務局からありますか。

《係長》

本審議会委員の名簿、本会議の議事録及び審議会からのご意見を「意見書」として市のホームページに掲載することとなっています。名簿は委員各位のお名前と所属団体を記載し、会議録は事務局でテープを起こし作成します。のちほど記録を委員の皆様へ送付いたしますので、ご自身の発言内容の確認などをお願いいたします。

また、本審議会ご出席に伴う委員報酬及び交通費の支給につきまして、北見市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規程に従い、ご指定のありました口座に振り込ませていただきます。以上です。

《会長》

ありがとうございます。ただいま事務局のほうから本会議の会議録等について、市のホームページで公表という説明がありましたけれども、これについてご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。

なければ、本日の議事を全て終了して進行を事務局にお返しいたします。

《課長》

本日は長時間にわたり熱心にご議論をいただきまして誠にありがとうございました。

今後につきましては、正副会長と事務局で本日出されたご意見を意見書素案としてまとめ、次回の審議会ですべて皆さんにまた議論していただけるようにいたします。次の日程につきましてはあらためてご案内をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

委員の皆様には何かとお忙しい中大変恐縮に存じますけれども、今後も大所高所の立場からご意見ご提言をいただきまして、北見市の男女共同参画にご尽力賜りますようお願い申し上げます。委員会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。